

北中城村無電柱化推進計画

令和 7 年 9 月
北中城村

目 次

1. はじめに

- 1. 1 計画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- 2. 1 無電柱化の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 2 無電柱化の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 防災上の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 安全で快適な歩行空間の確保・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 良好な景観の形成・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 無電柱化推進計画の計画期間及び目標

- 3. 1 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. 2 計画目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4. 無電柱化の現状

- 4. 1 沖縄県の無電柱化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 2 北中城村の無電柱化状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

5. 無電柱化事業の整備方法

- 5. 1 電線共同溝方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5. 2 自治体管路方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5. 3 単独地中化方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5. 4 要請者負担方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5. 5 迂回配線方式、屋側配線方式・・・・・・・・・・ 10

6. 低コスト手法

- 6. 1 浅層埋設方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6. 2 小型ボックス活用方式・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6. 3 既存ストック活用方式・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

7. 無電柱化を推進するための取り組み

- 7. 1 道路法 37 条による占用制限 12
- 7. 2 占用料の減免措置 12
- 7. 3 無電柱化の推進体制 12

1. はじめに

1. 1 計画の背景と目的

無電柱化とは、電線共同溝を整備し、電線類を地中に埋設する等の方法により、道路上から電柱をなくす目的の整備となっている。現在、村内の路上に設置されている電柱の一部は、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、景観を損ねるだけでなく、自然災害が発生した際には、電柱倒壊により通行障害や道路閉塞等が発生し、緊急車両等の通行、地域住民等の避難に支障をきたす恐れがあり、私たちの生活に様々な影響を与えている。

沖縄県内は、年間 8～9 個の台風が接近する台風常襲地帯であり、これまでも台風による電柱倒壊の被害が発生している。平成 15 年 9 月の台風 14 号では宮古島で最大瞬間風速 74.1m/s を記録し、約 800 本の電柱が倒壊するなど、緊急車両の通行、生活物資の輸送、ライフライン（電力・通信）の安定供給にも大きな影響を及ぼした。

また、令和 5 年 8 月の台風 6 号では、沖縄本島が長時間にわたり暴風域に入ったため、配電設備が被害を受け、最大約 21 万 6 千戸が停電している。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県及び市町村は、無電柱化の推進に関する施策についての計画である、無電柱化推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。

これらを踏まえ、本村における無電柱化を推進し、今後の無電柱化の基本的な方針、目標等を定めるために、無電柱化法に基づく「北中城村無電柱化推進計画」を策定する。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

2. 1 無電柱化の取り組み

防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から無電柱化の必要な道路を推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着をもつことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、村民と関係者の理解、協力を得て、北中城村の魅力あふれる街並みの形成や、安全・安心な暮らしを確保するため、無電柱化を推進することとする。

2. 2 無電柱化の目的

(1) 防災性の向上

地震や津波、台風などの自然災害による電柱倒壊は、災害時の救助活動や緊急車両の通行、生活物資の輸送に多大な影響を及ぼす。災害時の緊急車両の通行路、生活物資の輸送路を確保する事は非常に重要であるため、緊急輸送路や避難所へのアクセス道路において、優先的に無電柱化を実施することにより防災性の向上を図る。



図 2-1 平成 15 年 台風 14 号（宮古島市）



図 2-2 平成 18 年 台風 13 号（石垣市）

【左:宮古島市(平成 15 年台風 14 号)、右:石垣市(平成 18 年台風 13 号)】

【出典:沖縄県無電柱化推進計画(令和 4 年 3 月沖縄県土木建築部)】

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱は安全で快適な通行を妨げており、歩道の無い狭い道路においても、路側帯にある電柱を避けるために歩行者が車道にはみ出すなど、危険な状態が見受けられる。そのような道路等において、安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化の推進を図る。



図 2-3 国際通り(那覇市)整備前



図 2-4 国際通り(那覇市)整備後

【出典：沖縄県無電柱化推進計画(令和4年3月沖縄県土木建築部)】

(3) 良好な景観の形成

北中城村では、豊かな自然環境と固有の歴史文化から形成された美しい風景を有しており、このような良好な景観は県民のみならず、多くの観光客にも喜ばれてきた。

特にライカム地区や世界遺産中城城跡付近においては、国内外から観光客など多くの来訪者で賑わう街並が形成されている。

このような街並み景観をより魅力的なものとして形成し、地域の魅力アップ及び観光振興に資するため、積極的に無電柱化を推進する必要がある。



図 2-5 南部延伸線(イモール東通り)



図 2-6 東西線(イモール南通り)

3. 無電柱化推進計画の計画期間及び目標

3. 1 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までの5年間とする。

なお、緊急輸送路や防災拠点の見直し、または国、県の無電柱化計画の動向等を踏まえ、適宜、本計画の見直しを検討する。

3. 2 計画目標

令和6年度までに無電柱化事業に着手し、整備を進めている路線については、継続して無電柱化整備を図る。

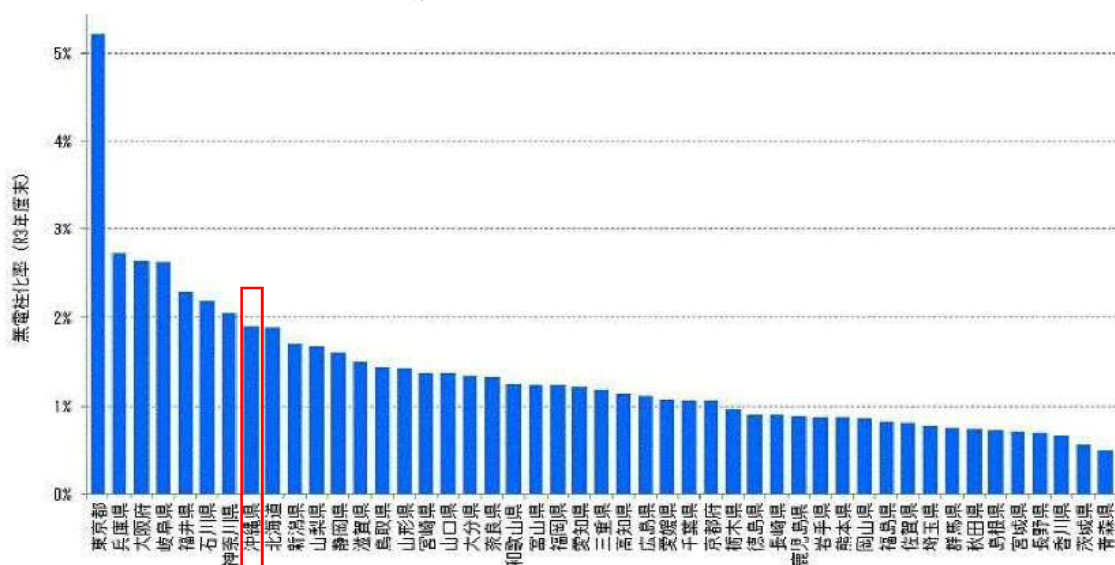
今後、無電柱化推進計画に基づき、新たな路線を選定し沖縄ブロック無電柱化推進協議会で合意される路線については、早期に無電柱化事業に着手する。

4. 無電柱化の現状

4. 1 沖縄県の無電柱化状況

沖縄県の無電柱化率（令和3年度末）は約1.9%、全国で8位となっている。

東京、大阪、兵庫等の大都市部で比較的整備が進んでいるが、最も無電柱化率が高い東京都でも、無電柱化されている道路は5%台である。



※ 全道路（高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く）のうち、電柱、電線類のない延長の割合（R3年度末）で各道路管理者より聞き取りをしたもの

図 4-1 無電柱化の整備状況（出典：国土交通省 HP）

4. 2 北中城村の無電柱化状況

北中城村では、アワセゴルフ場跡地における土地区画整理事業にて電線共同溝方式により工事を実施し、令和6年度より一部入線を着手している。

今後、以下の路線については、防災上・景観上速やかに対応する必要があることから、今後、無電柱化を推進する。

また、村内における駐留軍用地返還予定地や沿線の村道においても無電柱化事業を推進する。

表 4-1 北中城村無電柱化計画路線

整備計画	路線名	箇所名 (起点～終点)	道路延長 (m)	整備延長 (m)
第7基 合意路線	南部延伸線 (イオンモール東通り)	起点：北中城村字ライカム 717 終点：北中城村字ライカム 475	560	560
	東西線 (イオンモール南通り)	起点：北中城村字ライカム 475 終点：北中城村字ライカム 383	490	490



図 4-2 無電柱化計画路線位置図

5. 無電柱化事業の整備方法

無電柱化の構造は、電線類を地中に埋設する「地中化構造」と屋側配線・迂回配線等の「非地中化構造」に大別される。これまで無電柱化は、「電線共同溝方式」により進められてきたが、今後は、現場状況を考慮し、非地中化構造も含めた様々な方式により整備を推進していくことが重要である。



図 5-1 無電柱化の手法(出典:国土交通省 HP)

5. 1 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。沿線の各戸は地下から電力や通信線を引き込む仕組みとなっている。

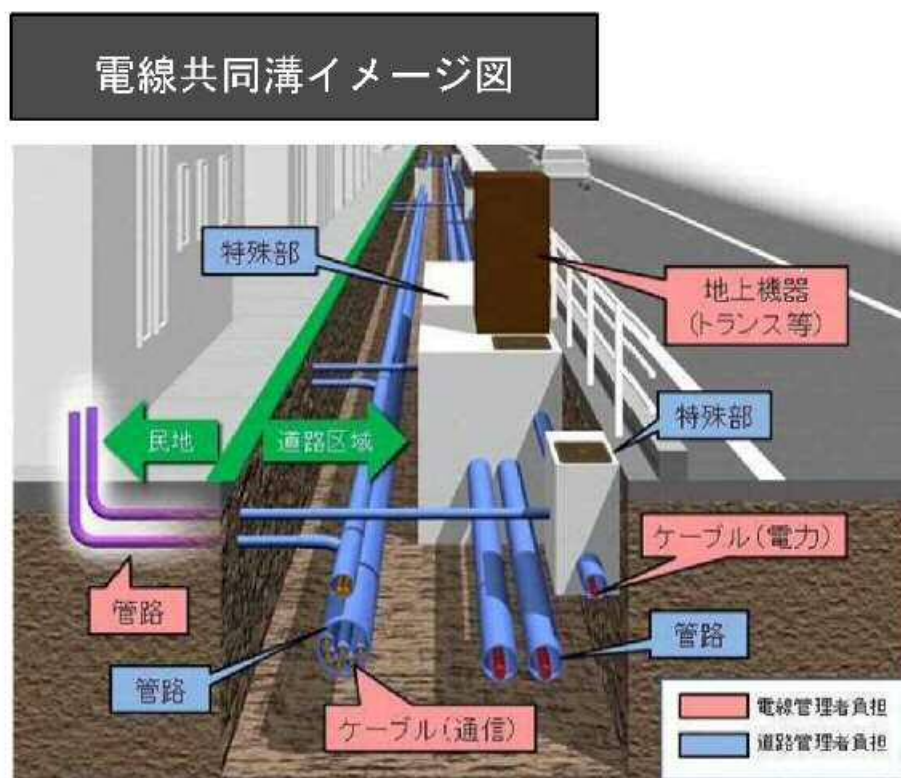


図 5-2 電線共同溝イメージ図(出典:国土交通省 HP)

5. 2 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を布設する手法であり、構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心で、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。

5. 3 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行い、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式。長期停電や通信障害の防止を目的とする区間に対して、電線管理者のニーズに合わせた単独地中化が進められている。

5. 4 要請者負担方式

要請者である道路管理者が原則として全額負担し、無電柱化を進める手法。沖縄県では平成 24 年度より沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）を活用し、同方式で無電柱化を実施した事例がある。

5. 5 迂回配線方式、屋側配線方式

電線類の地中化によらない無電柱化の手法として、迂回配線方式や屋側配線方式があり、地域住民との合意形成を図った上で実施を検討する。

●迂回配線方式

無電柱化対象路線の支道（枝道）や後背道路、後背敷地を活用し、電柱、電線等に移設し、無電柱化を整備する構造。

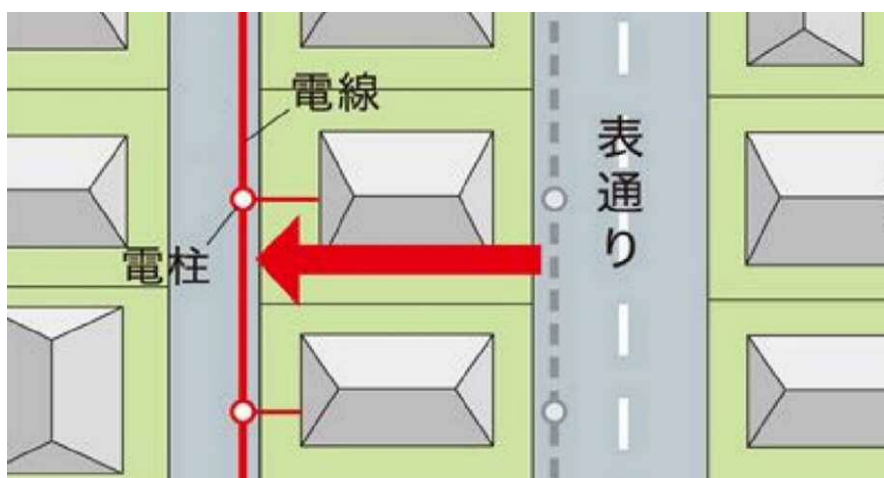


図 5-3 迂回配線による無電柱化イメージ(出典:国土交通省 HP)

●屋側配線方式

建物の軒や壁面等を活用した電線の配線等により、無電柱化を整備する構造

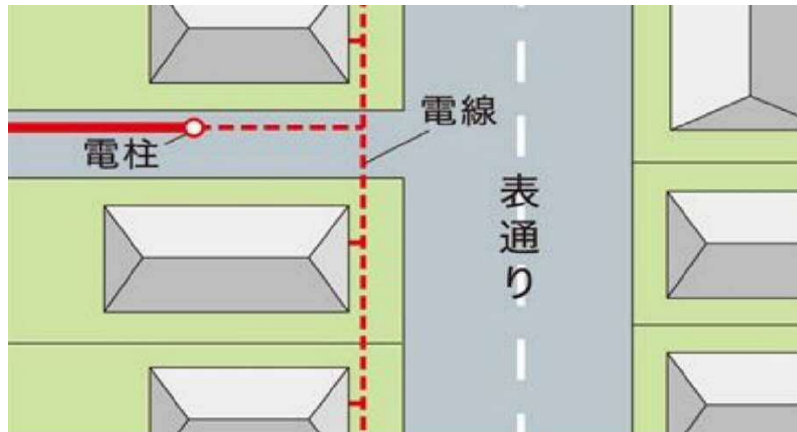


図 5-4 屋側配線による無電柱化イメージ(出典:国土交通省 HP)

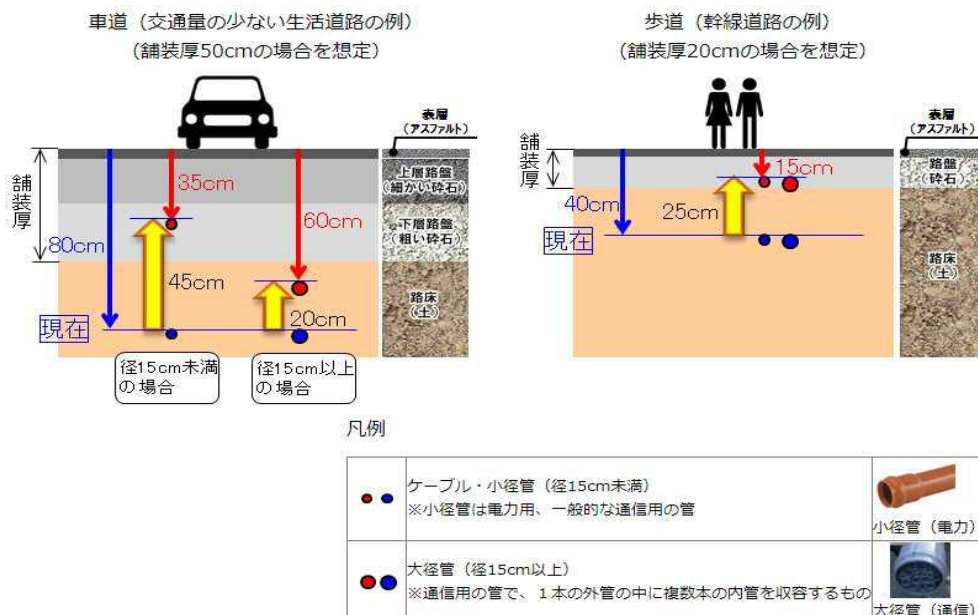
6. 低コスト手法

従来の電線共同溝方式では、約 5.3 億円/km の整備費用を要しており、コスト面が大きな課題となっている。

コスト縮減のため、様々な方式が検討されており、より一層無電中化を推進するため、今後の無電柱化計画においては、低コスト手法を積極的に取り入れていく必要がある。

6. 1 浅層埋設方式

浅層埋設方式では、管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式であり、埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化を図る事が可能となり、コスト縮減に繋がる。平成 28 年 4 月 1 日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」が緩和された。



※舗装厚は、当該道路の交通状況、地盤状況に応じて設定

図 6-1 「電線等の埋設物に関する設置基準」の見直しイメージ図(出典:国土交通省 HP)

6. 2 小型ボックス活用方式

電力線と通信線の遠隔距離に関する基準が緩和されたことを受け、管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線通信線を同時収容する事で、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式。

同手法は需要密度が比較的低い地域や需要変動が少ない地域で有効である。

6. 3 既存ストック活用方式

既存ストック活用方式は、既に占用埋設されている管路、マンホール、ハンドホール等の電力設備、通信設備を電線共同溝として活用する方式。

7. 無電柱化を推進するための取り組み

7. 1 道路法 37 条による占用制限

災害が発生した場合などにおいて、緊急輸送路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路法第 37 条に基づき新設電柱の占用を制限する事ができる。

北中城村地域防災計画に位置図けられている緊急輸送路及び避難路についても占用制限が必要を行う。

7. 2 占用料の減免措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を調査する。

7. 3 無電柱化の推進体制

道路管理者、電線管理者等で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整など無電柱化の推進に係る調査を行う。

また、無電柱化に係る工事等を円滑に実施するために占用企業者や地元関係者と工程等の調整を積極的に行う。